

令和 5 年度  
第 7 回高松市農業委員会定例総会  
議 事 録

令和 5 年10月10日開会

高松市農業委員会

## 令和5年度第7回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和5年10月10日（火）午前10時開会

開催場所 JA香川県東讃営農センター 第4会議室

出席委員 19人（委員総数24人）

1番 三笠 輝彦（会長）  
3番 佐竹 博巳  
4番 佃 俊子  
5番 太田 政美  
6番 白井 一美  
9番 岩部 壽夫  
10番 赤松 貞廣  
11番 谷口 勝幸（会長職務代理者第2）  
12番 真鍋 芳治  
13番 藤田 邦夫  
14番 富本 正樹（会長職務代理者第1）  
15番 藤澤 鶴夫  
17番 神高 賢二  
18番 中田 茂富  
19番 森 吉朝  
20番 谷上 諭  
21番 川原 勝  
23番 谷本 寛昇  
24番 奈良 稔

欠席委員 5人

2番 真鍋 俊二  
7番 瀧本 繁樹  
8番 森口 憲司  
16番 河田 薫  
22番 橋田 行子

農業委員会事務局出席者

|           |       |
|-----------|-------|
| 事務局 長     |       |
| 兼 農 政 課 長 | 山上 浩平 |
| 農政課長補佐    | 森 亮介  |
| 農 地 係 長   | 森 明雄  |
| 副 主 幹     | 古免 範彰 |
| 副 主 幹     | 田山 元太 |
| 主 任 主 事   | 佐藤 雅彦 |
| 主 任 主 事   | 磯崎 美幸 |
| 主 任 主 事   | 多田 利浩 |

## 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（特別議案）

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第7号 非農地証明願について

議案第8号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による

開発計画に対する意見について

議案第9号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について

議案第10号 農地利用集積計画の決定について

議案第11号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第12号 令和6年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見（案）

について

報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

**議 長(会長)** ただ今から令和5年度第7回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人中19人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、2番真鍋委員、7番瀧本委員、8番森口委員、16番河田委員、22番橋田委員の5名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がありませんので、議事録署名委員は14番富本委員及び9番岩部委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**佐藤主任主事** 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、労力不足のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書2ページを御覧ください。

1番、2番は、第三者に譲渡するため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、所有権移転の内容については3条許可申請所有権3番のとおりです。

3番は、所有者自らが耕作するため、返還を受けたものです。

4番は、耕作目的のため香川県農地機構を介した中間管理法による使用貸借契約を合意解約したものです。

5番は、耕作目的のため強化促進法による使用貸借契約を合意解約したものです。

6番から5ページの13番までは、耕作目的のため香川県農地機構を介した中間管理法による使用貸借契約を合意解約したものです。

次の14番から6ページの24番までは、借り人の事情により、強化促進法による使用貸借契約を合意解約したものです。

次の25番から28番は、借り人の事情により、香川県農地機構を介した使用貸借契約を合意解約したものです。

29番、30番も借り人の事情により、強化促進法による使用貸借契約を合意解約したものです。

31番は、香川県農地機構を介した中間管理法による使用貸借契約を合意解約したものです。

32番、33番は、第三者に譲渡するため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、所有権移転の内容については3条許可申請所有権13番のとおりです。

34番、35番は、耕作目的のため香川県農地機構を介した中間管理法による使用貸借契約を合意解約したものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について1件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について35件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。

**富本委員** 使用貸借に係る農地返還通知の32番、33番について、第三者に譲渡するとの説明であったが、議案書には耕作目的と記載がある。

矛盾がないか説明願いたい。

**佐藤主任主事** 使用貸借を解約後、3条で所有権移転を行うということです。

**富本委員** わかりました。

**議 長** ほかに御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第1号については、通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

**古免副主幹** 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書8ページをお開きください。

1番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第3種農地に区分されますが、周辺は住宅や事業所が多く、申請地近隣の事業者から駐車場の要望があったこと、また、申請地は狭小で管理がしやすいことから貸駐車場用地として転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用道路が88.00平方メートルあります。

2番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、年齢を考え将来の農地管理の負担を減らし、老後の安定した収入確保のため、共同住宅経営を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、農家住宅の宅地拡張用地及び進入路として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建替した際に敷地が手狭となった

ことから拡張したことと併せて、自家用車の通行のため進入路を設けたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和53年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

併用宅地が391.30平方メートルあります。

4番は、貸車庫・露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第3種農地に区分されますが、自己所有のアパート利用者から駐車場の需要があったこと、また、申請地は自宅と隣接しており、管理がしやすいことから、貸駐車場用地として転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成20年ごろに建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

5番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第3種農地に区分されますが、近隣の社会福祉施設が利用している駐車場が売却されることから、従業員用駐車場の需要があったことや、自宅からも近く、管理がしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第3種農地に区分されますが、平成30年に物置を建築し、その後、申請地南側の所有地の売却に併せ造成も行ったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成30年ごろに建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が296.02平方メートルあります。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について6件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**田山副主幹** 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請につい

て御説明申しあげます。

議案書9ページを御覧ください。

1番は、令和2年2月19日付けで、住宅2階建30棟、車庫平屋建4棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、原材料の高騰等により、客足が遠のいていることから、顧客の要望に対応するため、住宅兼事務所2階建1棟を追加し、転用目的を一部変更するものです。併せて、当初計画の住宅2階建30棟のうち11棟が完売しており、引き続き販売努力を続けるため、工事期間を令和4年11月15日から令和7年11月14日に変更し、許可後の事業計画変更申請をするものです。

議案書10ページを御覧ください。

2番は、令和2年3月31日付けで、住宅2階建28棟、車庫平屋建8棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、こちらも原材料の高騰等により、客足が遠のいていることから、顧客の要望に対応するため、倉庫兼事務所平屋建1棟を追加し、転用目的を一部変更するものです。併せて、当初計画の住宅2階建28棟のうち14棟が完売しており、引き続き販売努力を続けるため、工事期間を令和4年11月15日から令和7年11月14日に変更し、許可後の事業計画変更申請をするものです。

3番は、令和4年8月4日付けで、住宅2階建1棟の特定建築条件付売買予定地として転用許可を受けていましたが、住宅階数の変更に伴い、建築面積を変更したため、事業計画変更申請をするものです。なお、工事期間の変更はありません。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題いたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員の富本委員より報告をお願いいたします。

**富本委員** 調査委員の富本です。

今回の特別現地調査委員は、岩部委員と、私の2名で、10月6日金曜日の午前中に現地調査を実施しました。

特別議案は、農地法第5条第1項の規定による許可申請の所有権移転及び賃借権設定の各1件、合計2件です。

なお、所有権移転の案件については、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、岩部委員から報告申しあげます。

**岩部委員** 現地調査員の岩部でございます。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、まず、所有権移転の案件について説明申しあげます。

別紙の5条特別議案書上段の表を御覧ください。

1番は、高松市立香東中学校南500メートルに在り、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、一定期間内（おおむね3か月以内）に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、国道32号線に面し、交通の利便性が良く、水路、農道を挟んで東側一帯は用途地域で、周辺は教育・商業施設が整い、住宅団地・共同住宅等により宅地化も進み、住環境に優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が1,072.40平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題ありませんでした。

次に、賃借権設定の案件で、議案の下段の表を御覧ください。

1番は、高松市立林小学校東側の市道を挟んだ隣接地にあり、食料品及び日用品等の販売（コンビニエンスストア）を営む法人が、事業拡大により新たな店舗用地として転用申請をするものです。

立地基準については第3種農地に区分されますが、東西及び南側の三方が市道に面し、主要地方道中徳三谷高松線に近く、交通の利便性が良く、また、周辺には同様の施設がなく、集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題ありませんでした。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案2件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可



相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**田山副主幹** 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書11ページを御覧ください。

1番は、動物性油脂及び植物性油脂の保管及び加工販売を営む法人が、事業・収益の拡大を目的に四国で営業所を新設することから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が378.70平方メートルあります。

2番は、現在の住居が子どもの成長により手狭となったことから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成27年に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、被相続人の遺言に基づき、各譲受人が農地及び宅地への進入路に使用するため、申請地を進入路として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、農地及び宅地への進入路として利用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については平成8年に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書 12ページを御覧ください。

5番は、被相続人の遺言に基づき、譲受人が住宅用地として利用するため、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考え

ます。

一般基準については昭和51年、昭和63年に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が344.00平方メートルあります。

6番は、不動産の管理業を営む法人が、自然や瀬戸内海を満喫できる申請地で、宿泊施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松牟礼線に近く、交通のアクセスが良く、集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が218.81平方メートルあります。

7番は、現在借家住まいであるが、子の成長に伴い、住居が手狭となっていることから、祖父所有の農地を譲り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、西側が市道に接し交通の便が良く、学校等の教育施設も近くにあり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成15年に一部造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、近くの賃貸住宅に住む住民等から駐車場の要望があり、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が長尾街道に面し、交通のアクセスが良く、周辺には住宅が多く、最寄り駅の通勤、通学客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、土木・建築業を営む法人が、事業が好調であることから、既存の車両置場及び資材置場が手狭となったことから、新たに露天車両置場・資材置場として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が県道に面し、交通のアクセスが良く、管理もしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、現在借家住まいであるが、子の成長に伴い、住居が手狭となっていることから、祖父所有の農地を譲り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、東側が市道に接し交通の便が良く、実家からも近いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者

の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、分譲住宅等で宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書 13ページを御覧ください。

14番は、特別議案です。

15番は、新規に不動産業を計画している法人が、賃貸共同住宅の取得に併せて、露天貸駐車場として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成7年に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が777.47平方メートルあります。

16番は、自動車の修理・販売業を営む法人が、現在使用している車両置場が手狭になったことから、新たに露天車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が道に接し、交通の利便性も良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,003.43平方メートルあります。

17番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、本年8月に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地は所有

者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が539.34平方メートルあります。

18番は、現在の住居が家族の増員により手狭となったことから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松王越坂出線に近く、交通のアクセスも良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。5条許可申請使用貸借3番と関連しています。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書 14ページを御覧ください。

1番は、平成30年11月12日付けで受注したレール敷替え工事のための仮設事務所・露天資材置場・駐車場用地として一時転用許可を受け、令和元年10月10日付け、令和2年10月12日付け、令和3年9月10日付け、令和4年10月12日付けで工事期間延長の事業計画変更承認を受けていましたが、今回も、請負工事の延長に伴い再度、令和6年10月31日まで工事期間を延長するため申請をするものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、特別議案です。

3番は、農産物の加工販売を営む法人が、収穫したオリーブを加工し販売するため、農産物加工販売施設として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、農業用施設、農畜産物処理加工施設及び農畜産物販売施設に該当するもので、第1種農地の不許可の例外に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和元年に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用地が4.90平方メートルあります。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書 15ページを御覧ください。

1番は、現在、実家で父母、妻、子と同居しているが、子どもが誕生し、家財道具も増えたため、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、現在、借家住まいで、親の介護等の将来の事を考え、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面し、親の面倒や農業の手伝いができることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が114.94平方メートルあります。

3番は、申請地を住宅への進入路として転用申請をするものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和49年に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。5条許可申請所有権18番と関連しています。

4番は、現在、借家住まいで子の成長に伴い、住居が手狭となるため、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、現在借家住まいで、子の成長に伴い住居が手狭となるため、父所有の農地を借り受けて農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、南側が市道に接し、また、父母と同居することにより、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が2.96平方メートルあります。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権17件、賃借権2件、使用貸借5件、計24件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。

**白井委員** 第5条賃借権の3番について、第1種農地で無断転用というのは考えにくいですが、どういった事情があったのか。

**田山副主幹** 無断転用ということでおっしゃるとおりでございますが、農振のほうにもかかっ

てございました。そちらの手続きは令和元年に終わらせております。農業委員会としては無断転用状態を見過ごすことはできないので追認許可ということで取り扱わせていただいております。他の案件についても、この件についても、同様な手続を取らせていただいております。第1種農地は基本的に転用できないことになっています。ただ、不許可の例外ということで農業用施設であるとか五連たんした分家住宅であるとか、地域の雇用に寄与するようなものに対しては不許可の例外として許可基準に定められていて、こちらに適合するというので今回定例総会に諮らせていただいているということでございます。

**白井委員** 令和元年に農振除外の申請があったということだが、そこから農地転用申請までに時間がかかっている。適切な指導をしていけばもっと早く転用申請をさせることができたのではないか。適切な指導をお願いしたい。以上です。

**議長** よろしいですか。

**白井委員** はい。

**議長** ほかにございませんか。———御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長** 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**佐藤主任主事** 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の所有権移転について御説明申しあげます。

議案書16ページを御覧ください。

1番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、里芋を栽培するものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、後継者に部分贈与するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

3番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。使用貸借に係る農地返還通知1番、2番に関連しています。

4番、5番も、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後はともに野菜等を栽培するものです。

6番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜・花を栽培するものです。

7番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後はブロッコリーを栽培するものです。

8番から11番は新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後、8番は野菜、9番はみかん、10番は野菜、11番は麦を作付けするものです。

12番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻、野菜を栽培するものです。

13番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は飼料作物を栽培するものです。

14番、15番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後、14番は花を、15番は水稻を作付けするものです。

以上、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転15件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**古免副主幹** 議案第8号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書18ページを御覧ください。

1番は、平成20年頃から自己所有の農地への道路として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する農地の保全、又は、他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設の用に供する場合」に該当するものです。

2番は、平成元年頃から、3番は、平成14年頃から20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第7号 非農地証明願について3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第7号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第8号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**古免副主幹** 議案第8号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料1の1ページを御覧ください。令和5年9月14日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

2ページをお開きください。令和5年9月8日付けで坂出市の採石事業者から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるものです。

3ページ以降には、土地の所在、面積、位置図、平面図、断面図等を、9ページは工程表を添付しています。

表紙にお戻りください。

申請地は、高松市国分寺町の国道11号線の市境界から1.5キロメートル北に位置する国分寺町国分字大明神原の山林2.5750 haです。土地開発行為の目的は土石の採取（採石事業）及び土砂等埋立です。

変更内容は主要防災施設等の変更で、土地開発行為の実施完了日を令和5年11月28日から令和8年11月28日までの3年間延長するものです。

去る9月25日に国分寺地区担当委員と地区担当職員で現地調査を実施しており、開発区域の周辺について農地の確認を行ったところ、開発区域の周辺には農地はなく地元委員と協議した結果、本開発による直接の影響はないと判断されますので、高松市長には資料1の6番のとおり、「事業継続に伴う開発行為期間を3年間延長するものですが、本市における開発区域の周辺には農地及び土地改良施設はなく問題ありません。」と回答したいと考えております。

以上、議案第8号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第8号に係る意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第8号は、原案のとおり意見決定し、回答することにいたしました。

次に、議案第9号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**古免副主幹** 議案第9号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について御説明申しあげます。

資料2の1ページを御覧ください。令和5年9月19日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会がありました。

これは、2ページから4ページのとおり同月13日付けで採石事業者から香川県知事宛に採取計



画認可申請が提出されたことによるもので、内容については、先ほど議案第9号で御説明しました内容と同様です。

5ページ以降には、位置図、公図、平面・断面図を付しています。

表紙にお戻りください。

申請者は議案第8号と同一の採石事業者で、岩石採取場全体の実測面積は440,792平方メートルで、その中に国分寺町の山林1筆が入っていましたが、採取場面積37,907平方メートル内には入っておりませんでした。

現地調査も土地開発行為の協議に係る調査と併せて、9月25日に国分寺地区担当委員と地区担当職員で実施しております。

以上のことを踏まえて、高松市長には資料2の5番のとおり、「事業継続に伴う開発行為期間を3年間延長するものですが、本市における採取区域の周辺には農地及び土地改良施設はなく問題ありません。」と回答したいと考えております。

以上、議案第9号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第9号については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第9号については、原案のとおり意見決定し、回答することにいたしました。

次に、議案第10号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

**森課長補佐** 議案第10号、農用地利用集積計画の決定について御説明申しあげます。資料3を御覧ください。

8月16日から31日にかけて開催しました農業相談会において受付をした、利用権設定について農用地利用集積計画を策定するにあたり、令和5年10月3日付けで高松市長より農業委員会の決定を求められているものです。なお高松市の公告予定日は、次の1ページに記載のとおり10月31日となっております。

資料を1枚めくっていただきまして、2ページの総括表を御覧ください。これが全体の合計で、申出件数の合計が左下のとおり393件となっており、面積は全体で112万8千971.71平方メートルとなっております。その内訳として、3ページの表が農業委員会による相対での貸借、4ページの表が香川県農地機構を通じた貸借となっており、面積比較で今回の農地集積の55.4パーセントが農地機構を利用したものとなっています。

以下、5ページから17ページが農業委員会による相対での貸借の明細表で、18ページから34ページまでが香川県農地機構を通じた貸借の明細表となっています。

以上、議案第10号、農用地利用集積計画の決定について、御審議いただきますようお願い申し

あげます。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでもありますので、議案第10号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第10号については原案のとおり決定する旨、回答することといたします。

次に、議案第11号 農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

**森課長補佐** 議案第11号、農用地利用集積等促進計画（案）について御説明申し上げます。資料4を御覧ください。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付を行っていた農地について、貸付先の変更を行うもので、農用地利用集積等促進計画を作成するにあたって、9月19日付けで、高松市長から農業委員会へ意見を求められているものです。なお、香川県の公告予定日は1枚めくっていただき、右上のとおり10月31日となっています。

次に、2ページの農用地利用集積等促進計画案を御覧ください。

明細書の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付けを行う変更後の耕作者と設定する権利の内容となっています。貸付の期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、貸付条件も従前のものをそのまま継承するものです。

この中で、元山町の農地46筆、4万9千645平方メートル（番号1、4～44、61、62、63、65）は、最初に農地を集積していた担い手が病気になったため、地元の他の担い手に貸付先を変更していた農地について、今回、地元の認定新規就農者が引き受けることになったため、再度、貸付先を変更するものです。

以上、議案第11号、農用地利用集積等促進計画（案）について、御審議いただきますようお願い申し上げます。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでもありますので、議案第11号 農用地利用集積等促進計画（案）については、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第11号 農用地利用集積等促進計画（案）については承認することに決定いたしました。

次に、議案第12号 令和6年度 高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見（案）について、事務局の説明を求めます。

**山上局長** 令和6年度高松市農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見（案）についてでございます。

資料5－1でございます。

この改善意見書については、農業委員会法第38条第1項において、「農業委員会には、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、必要があると認めるときは、行政機関（市長）に対して、農地等利用最適化推進施策の改善について具体的な意見を提出しなければならない。」と規定されております。

これに基づいて、当委員会として、市長に対し、意見書を提出するものでございます。

次に資料5－2を御覧ください。

今回の改善意見案の一覧となります。

まず、項目数を記載しておりますが、全部で24項目、昨年度と比較して3項目増となっております。その内訳は、新規が5項目、拡充が4項目、継続が15項目、削除が2項目となっております。

なお、削除した2項目の一つは、大項目2の（6）でございますが、同じ大項目2の（3）に、また、もう一つの削除項目、大項目4の（1）は同じ大項目4の（5）に、それぞれの主旨を残しながら、まとめておりますので、念のため申し添えておきます。

恐れ入りますが、資料5－1にお戻りください。

この資料は、あくまで説明用でございまして、今回から、小項目に見出しを表示するとともに、見出しの右端に「新規・拡充・継続」の表記と、各項目の要点部分に下線を引いて表示しております。

なお、市長に手渡す際の改善意見書原本は、これらの表示を除いたものといたしますので、その旨、御承知おきください。

それでは、順次、読み上げてまいります。時間の関係もございまして、下線を引いた要点部分を中心に概要を説明させていただきます。

我が国の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加等により「農地と人」の構造的な課題が深刻化する中、令和4年度の食料自給率はカロリーベースで38%と依然低迷を続けており、大変厳しい状況にあります。

また肥料、農業資材や飼料の価格が高騰し、農業経営者の大きな負担となっています。

このような中、農林水産省では、本年4月施行の改正農業経営基盤強化促進法により、地域における10年後の将来方針となる「地域計画」の作成と実現に向けての取組を進めています。

また、香川県では、令和3年10月に策定された香川県農業・農村基本計画に基づき、施策展開を行っています。

2ページをお開きください。

さらに、本市においても、来年度には、13年度を目標年度とする新たな高松市農業振興計画を策定して、農業施策を総合的かつ計画的に推進しようとしています。一方、当委員会でも、本年7月に改正農業委員会法が施行されて以降3回目となる改選を経て、引き続き「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」など、「農地等利用の最適化」の推進に向け、その取組を一層強化するとともに、前述の地域計画のうち、目標地図の素案作成が農業委員会の新たな用務に加わるなど、農政において、ますます重要な役割

を担うことになっています。

このような様々な取組を進めてもなお、「農地」と「担い手」の問題を始め、農業者の努力や地域独自の活動だけでは解決できない諸課題が生じており、農業者・J A・市・関係機関がそれぞれ連携をますます強化して、効果的な施策・事業を進めることが、より一層重要となってきています。

このようなことから、次のとおり高松市農地等利用最適化推進施策等について具体的な改善意見を取りまとめました。

つきましては、令和6年度高松市農業施策の予算・事業に確実に反映されるよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき意見を提出いたします。

それでは各論に入ります。

大項目1 担い手への農地利用の集積・集約化に関する施策の改善について(1) 地域計画(目標地図)の策定への取組支援(継続)でございます。

3ページでございます。

地域計画の策定と目標地図の作成が一体的に推進されるよう、地域計画については、農業者や農地機構、J A、土地改良区など関係機関による協議の場を設けるとともに、目標地図の素案作成に当たっては、十分な情報提供を行うなど、必要な協力や支援を行うこと。

(2) 中心経営体の確保と担い手の育成支援(継続)でございます。

農業後継者が減少する中で、農地利用の受け皿となる中心経営体の育成が喫緊の課題であることから、地域計画や目標地図に位置付ける認定農業者や集落営農組織などの中心経営体の確保と担い手の育成を推進すること。

また、農業用機械や施設整備の助成など、経営規模を拡大しようとする担い手への支援を更に充実すること。

(3) 多様な経営体による農地利用の支援(拡充)でございます。

特に、小規模農家にとっては、農業用機械の更新が大きな負担となっている現状を踏まえ、手軽に利用できるレンタル農機などの制度を創設し、支援すること。

(4) 農用地利用等集積促進計画への移行支援(拡充)でございます。

農地機構の業務量がこれまでよりも大幅に増加することから、集積専門員の増員を始め、一部委託による事務従事者も含めた人件費等の必要な活動予算を確保し、支援すること。

また、県にも同様の内容について強く要望されたい。

併せて、今後、口約束による契約、いわゆる闇小作の増加が予想されるため、香川県農地機構と連携の上、手続の変更点などについて、きめ細かく周知を徹底すること。

(5) 効果的な農地基盤整備の推進(継続)でございます。

農用地利用においては、基盤整備が不可欠であることから、小規模農家が多い本市の実態に即した、きめ細かな基盤整備事業を進めること。

(6) 経営転換協力金による支援継続(新規)でございます。

地域集積協力金や経営転換協力金は農地集積を進めるために必要な予算措置であるが、後者に

については、令和4年度からの交付単価の減額に伴い、交付実績が低調で、今年度をもって廃止されることから、交付単価の見直しと併せて、来年度以降も継続して予算措置されるよう、国や県に働きかけること。

(7) 残存小作地の解消に係る取組（新規）でございます。

全国では、所有者不明農地が全耕地面積の24%を占めており、その主な理由は相続後の未登記や相続放棄が原因とされている。

一方、農地利用において、戦後の農地解放後も契約が継続している、耕作する権利、いわゆる残存小作権の未相続や相続放棄も同じく問題となっており、耕作者不明農地が増加傾向にある。耕作者不明農地は、集積農地として利用できないなど、今後、地域計画や目標地図の作成を進める上での大きな障壁となることが予想されることから、地域計画に係る特例措置として、耕作権の時効手続の簡素化などの法改正を国や県に働きかけること。

次に大項目2 遊休農地の発生防止・解消に関する施策の改善についてでございます。

(1) 中山間地域等の条件不利地における農地利用の支援（継続）でございます。

香川県農地機構に対しては、貸付希望のある農地について、より積極的な受入れと、農地中間管理事業の推進を働きかけるとともに、同事業の対象外となる農地についての利用や管理のあり方、並びに本市の支援策について検討すること。

(2) 地域農業における多面的機能の維持（拡充）でございます。

農業従事者の減少に伴い、担い手農家の負担の増加が懸念されることから、地域住民や地域組織など非農家を中心となった、水路の清掃・管理などの多面的機能維持活動を促すための具体的な支援を検討すること。

(3) 遊休農地の発生防止等の取組支援（継続）でございます。

高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業については、事業上限額や補助率の見直しと併せて補助要件の緩和を検討すること。

また、県の荒廃農地等利活用促進交付金事業については、補助事業者である県に対して、小規模農家への対応など、予算の増額や補助上限額の見直し等を要請すること。

(4) 農地の適正な管理への取組（継続）でございます。

農地の荒廃を防ぐため、草刈り等の農地の保全管理が適切に行われるよう、農地の保全管理に関わる違反者に対しては、罰則若しくは行政執行を規定する条例の制定と併せて、改善が見込まれる所有者については、草刈り支援など農地管理に関する補助制度の創設を検討すること。

また、同様に県にも強く要請すること。

(5) 有害鳥獣被害対策の体制強化（継続）でございます。

有害鳥獣を捕獲する狩猟者の減少・高齢化が進む中で、狩猟期間の延長等を県に要望するとともに、鳥獣害対策に携わる人材の確保・育成を推進すること。

また、先進的な鳥獣害対策の普及のためのICT機器の購入助成を講じること。

(6) 水田活用直接支払交付金制度の見直し（継続）でございます。

水田活用の直接支払交付金制度の見直しとして、土地利用型作物の再生産が可能で、農村の維

持にも支障が生じないよう、国や県に要請されたい。

併せて、市独自の代替措置も講じられたい。

大項目3 新規参入等担い手に関する施策の改善についてでございます。

(1) 新規就農の促進(継続)でございます。

営農技術の習得、資金や農地の確保、就農計画の作成支援、さらには、就農後の営農指導などについて、関係機関がきめ細かくサポートする体制を強化すること。

また、農業大学校や農業高校の生徒に対し、本市農業の魅力や支援制度のPRなど、本市での就農につながる具体的な取組を行うこと。

(2) 新規就農支援制度の活用支援(継続)でございます。

農林水産省が昨年度に創設した新規就農者育成総合対策の補助事業の中で、対象者はいずれも、就農時49歳以下の認定新規就農者となるため、就農志望者の掘り起しや事業取組への誘導など、漏れなく実施すること。

また、必要な予算を十分に確保すること。

(3) 集落営農組織の育成及び体質強化(継続)でございます。

集落営農組織の育成や体質強化、後継者確保を図るため、経営を担う人材の育成・確保と経営継承、任意組織の法人化、組織運営などを支援する職員を地域ごとに増員配置するなど、迅速かつ的確に指導助言ができる体制を構築すること。

(4) 女性農業者の支援並びに女性役員の登用推進(継続)でございます。

女性農業者への様々な研修機会の充実など、女性が農業の新たな担い手として、地域に定着し、活動しやすい場の創出に努めること。

また、女性役員数が少ない農業団体に対しては、状況を改善するよう働きかけを行うこと。

大項目4 農業・農村を取り巻くその他の施策の改善についてでございます。

(1) スマート農業の推進(拡充)でございます。

農薬防除ドローンや自律式除草ロボットなどを有する作業受託組織を地域計画の中に位置づけ、持続可能な農生産と経営の安定化を推進すること。

また、スマート農業の導入に取り組む農業者に対しては積極的に支援策を講じること。

(2) ブランド力の強化、6次産業化の推進(継続)でございます。

高松産ごじまん品を始めとする、本市農産物の競争力を高めるために、6次産業化、農商工連携を進め、農産物の価値を高める施策の推進と、更なる広報、周知、啓発活動を講じること。

(3) 地産地消につながる食育の推進(継続)でございます。

学校給食における、米飯給食の、更なる拡大を目指すとともに、食育推進基本計画に沿った、高松産ごじまん品などの地元農産物を活用した取組等を増やすこと。

(4) 次世代有機農業の推進(継続)でございます。

①AIによる病虫害発生予察や、光・音等の物理的手法、天敵等の生物学的手法、②土壌微生物機能の解明と活用技術、③病虫害抵抗性を強化するなど有機栽培に適した品種などが挙げられる。

今後、それらの取組を推進するために、国や県に対して、具体的な補助制度を創設するよう要望されたい。

(5) 農業用資材・飼料・燃油等価格高騰に対する支援（新規）でございます。

原油価格の高騰に伴う、電気料金や灯油・ガソリンの価格上昇に加えて、肥料や飼料、農薬など農業資材の高騰は、農業者の経営を圧迫しており、農業経営の全般にわたり深刻な影響を及ぼしている。

しかしながら、既存の制度では現下の価格高騰に十分に対応できていないことから、柔軟かつ的確で迅速な支援策を講じるとともに、必要に応じて、国や県に更なる対策を要望すること。

(6) 相続登記の義務化に係る取組（新規）でございます。

民法等の改正に伴い、来年4月1日から全ての土地の相続登記が義務付けられる中で、本市においては、相続登記未了の農地が多数見受けられる。

そこで、本市の「おくやみ手続窓口」やホームページなど広報媒体での周知など、相続登記未了土地の解消に向けて積極的に取り組むこと。

(7) 農業委員会事務局の体制強化（新規）でございます。

農業経営基盤強化促進法を始め、民法や不動産登記法など、近年の法改正や、農地制度、農業委員会制度の改正などに伴い、農地政策上、農業委員会が重要視され、質・量ともにその役割と業務・事務は拡大の一途をたどっている。

さらに、今後、食料・農業・農村基本法の改正や農業DXの積極的な推進が予定されていることなどを踏まえ、農業委員会の業務をより適正かつ迅速に実施するために、農業委員会事務局の体制強化は必要不可欠で、かつ喫緊の課題である。

そこで、農業委員会活動への支援の一環として、事務局職員の増員について強く要望する。

以上が今回の改善意見の概要になります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。

**真鍋（芳）委員** 資料5-2 大項目2（6）地域を支える小規模農家や家族農業への支援という項目が削除になっている。この項目を削除した理由として、大項目2（3）に要素を盛り込んでおり重複になるためということだが、大項目2（3）にはそのような要素が小さいので、高松市農業委員会のスタンスとして、小規模農家や家族農業への支援が必要ないということにならないか。

**山上局長** 先ほど、削除した大項目2（6）は大項目2（3）に主旨を残したと説明いたしましたが、それは誤りで、正しくは大項目1（3）多様な経営体による農地利用の支援にその主旨を盛り込んでおります。

**真鍋（芳）委員** 大項目1（3）にその主旨を盛り込んでいるという認識を、委員みなで確認したい。

**議長** それは重要なことである。主旨は大項目1（3）に入っているが、事務局にはその旨を十分に強調して要望していただきたい。

**奈良委員** 資料5－2 大項目1（7）残存小作地の解消に係る取り組みについてです。残存小作の存在は、荒廃地を解消するための基盤整備のネックになっており、数も多いことから、新たな基盤整備ができないと地元の土地改良区から聞いている。残存小作の解消については、農業委員会が一丸となって取り組むことを要望する。

**議 長** おっしゃるとおりで残存小作はネックになっている。解消は重要なことである。事務局は、強調して市に要望していただきたい。

ほかにご意見はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第12号については、原案のとおり決定し、改善意見とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第12号については原案のとおり決定し、改善意見とすることにいたしました。

なお、参考として、この改善意見書の取扱いのスケジュールについて、事務局からの報告を求めます。

**森課長補佐** 改善意見書の取扱いのスケジュールについて御報告申し上げます。

本日、決定した改善意見書につきましては、今月16日午後に、三笠会長から大西市長に対して手渡すこととしており、その後、6年度の農地等利用最適化推進施策等に関する要望のため、農林水産課や土地改良課など本市の関係部署を招いて、当委員会役員7名との意見交換会を予定しております。

改善意見書の取扱いのスケジュールについては以上でございます。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———ないようですので、次に進めます。

続きまして、報告案件であります。

**報告事項** 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。

**森農地係長** 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申し上げます。お手元の資料6を御覧ください。

令和5年9月6日から同年10月2日分までであります。

まず、許可件数ですが、8月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が7件、9月議決分といたしまして4条が4件、5条が15件、合計で4条が5件、5条が22件です。

許可保留件数につきましては、8月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が11件、9月議決分といたしまして4条が0件、5条が8件、合計で4条が1件、5条が19件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

まず、4条関係です。令和5年7月議決分の6番が、表の右端の欄に記載のあります通り、開発許可により、許可保留になっております。



2 ページを御覧ください。

許可保留案件は、ありませんでした。

3 ページを御覧ください。

次に5 条関係です。

令和5 年7 月議決分の所有権7 番、14 番、17 番、18 番、27 番が、表の右端の欄に記載のあります通り、それぞれ開発許可、法定外占用、道路工事承認未了、史跡等現状変更、法定外用途廃止により、許可保留となっております。

次に、令和5 年8 月議決分の【所有権】 1 番、6 番、8 番、9 番、10 番、15 番が、表の右端の欄に記載のあります通り、それぞれ開発許可、道路工事承認未了、法定外占用により許可保留となっております。

4 ページを御覧ください。

令和5 年9 月議決分の【所有権】 1 番、2 番、3 番、4 番、7 番、13 番、14 番、16 番が、表の右端の欄に記載のあります通り、それぞれ開発許可、道路工事承認未了、法定外占用により許可保留となっております。

5 ページを御覧ください。

許可保留案件はありませんでした。

今回の許可状況の報告は以上です。

**議 長** ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。———御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。が、その他として、事務局から農業委員会における手数料の徴収について説明があるようです。

事務局の説明を求めます。

**山上事務局長** その他といたしまして、農業委員会における手数料の徴収についてでございます。

この件につきましては、去る6 月に開催した通常総会において、農業委員会での証明書交付に係る現状や課題、他市の状況を紹介させていただいて以降、課題解決に向けて詳細かつ慎重に検討を進めてまいりました。

結論から申し上げますと、これまで、当委員会では無料で証明書を交付してまいりましたが、令和6 年度、来年4 月1 日からは、所定の手数料を徴収してまいりたいと考えております。これから、その結論に至る概要等について説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、証明書交付に係る現状についてでございます。

当委員会の窓口では、11 種類の証明書をいずれも無料で交付していますが、交付平均所要時間は15 分から20 分程度です。証明書交付の基になるデータは、現在、独自システムで管理・運用しておりますが、昨年4 月に農林水産省の開発した全国統一の農業委員会サポートシステムが一部運用を開始しており、その新システムへの早急な移行を求められていることから、当委員会においても、来年4 月1 日の移行を目途に準備を進めています。

次に、課題でございます。証明書交付の事務作業は、農地台帳の記録を抽出する作業で済むも

のもあれば、職員が直接現地に赴いて確認を要するものもあり、時間と経費を要しております。それと、新システム（農業委員会サポートシステム）への移行後は、農地台帳をインターネットで公表することから、これまで以上に、こまめにデータメンテナンスを実施して、正確な記録を保持する必要があり、その費用など、今後、毎年の継続的な歳出負担が見込まれます。

こちらが、現在、農業委員会で交付している証明書となっております。農地台帳関係で4種類、④は薄く消しておりますが、これは新システム導入後に対応が必要になる証明書でございます、今現在はこれを除く11種類ということで御理解ください。農地法関係でも4種類、その他でも4種類となっております。

令和になってからの取扱件数でございます。主には、①②耕作証明、⑤⑥許可証明、⑦非農地証明、⑧工事完了証明で、500件から600件となっており、全体としては近年減少傾向にあります。

対応策としては、冒頭申しましたように手数料を徴収したいということではありますが、その根拠を調べております。

まず、昭和42年4月12日付け農林省農地局管理部農地課長通達で、一般的基準が示され、「農業委員会が証明等の事務を行う場合、農地法の許認可事務の一環である場合は手数料を徴収することはできない」とされておりました。その後、平成11年の地方分権一括法による地方自治法の改正を受けて、一般社団法人全国農業会議所が、農林水産省の見解を17年4月21日付けで「農業委員会の行う事務に対する手数料徴収について」として、文書で発出しています。ア 条例を制定すれば徴収することができる、イ 特定個人の利益になるのであればその事務について手数料を徴収することができる、ウ 農業委員会が証明等事務を行う場合、当該事務についての手数を徴収できる、というものです。

そして、具体的に全国農業会議所が例として示しているのがアからキとなっております、キを除いたアからカについては高松市においてはほぼ取り扱いがございます。下段の※ 農地法に基づく許可（3条・4条・5条）手数料の徴収についてですが、3条許可と、4条及び5条の農地転用許可手続自体に手数料を徴収できるかについては、昭和42年4月12日付け農林省農地局管理部農地課長通達によれば、許認可事務の一環である場合、その証明等事務手数料でさえ、徴収することはできないとの見解であったことから、その前提である、農地法に基づく許可（3条・4条・5条）の、行政処分に係る事務処理手数料の徴収を当然に否定するものであり、現在もその解釈に変更はありません。結局、3条・4条・5条の手続については、手数料を徴収できないことについて、一般社団法人全国農業会議所に問い合わせしております。証明等手数料の有料化ということで御理解いただけたらと思います。

他市の状況でございます。高松市と同規模の中核市について調べております。62の中核市中、徴収しているのが47市、徴収していないのが15市でございます。徴収している例として、四国では松山市、高知市、徴収していないのが高松市となっておりまして、近隣の市では、徳島市、県内7市はいずれも徴収しておりません。まとめとしては、中核市の農業委員会においては、75.8%において証明等手数料を徴収しているものの、農地法に基づく許可（3条・4条・5条）の、行政処分に係る事務処理手数料を徴収する市はございませんでした。

他市の単価設定について説明いたします。他市の証明等手数料単価及び歳入の状況について、単価 1 種類と単価 2 種類に区分しております。農地台帳を見ることですぐに証明できるものと、職員が現地確認をしないと証明できないものと 2 種類あると申し上げましたが、概ね単価 1 種類は丸め込んで 1 種類、単価 2 種類については事務の手に応じて 2 種類設定しているということでございます。

高松市の単価については、⑦⑧⑨⑩は職員が現地に赴いて確認を要するものとなっております。高松市の手数料を算出するときに、高松市受益者負担見直し基準というものがございまして、手数料計算ツールが用意されております。職員の人件費等で算出した結果でなおかつ単価 2 種類での徴収をする場合に、農地台帳を見て確認できるものについては 350 円、現地確認をし、なおかつ非農地となる証明が 1,000 円と算出いたしました。⑦、⑧、⑨、⑩は現地確認を要するものですが、⑨、⑩を 350 円としておりますのは、農業委員会としては農地を保護するという点から、現地確認を要するが引き続き農地として利用する場合は 350 円で、現地確認を要しなおかつ非農地となる場合を 1,000 円と設定させていただきます。

その場合の年間収入見込みとしては、過去 3 年間の平均件数から算出すると、約 39 万円となります。ただし、近年は件数が減少傾向にあることを踏まえ、35 万円程度と予想しております。

今後の予定としては、今月 27 日に政策会議で了承されたら 12 月議会で手数料条例の改正議案を上程する予定となっております。周知については、議会での議決がされると来年 4 月からの徴収が確定しますので、年明けから、ホームページ、農業委員会農政課や総合センターでの窓口で周知していく予定です。農業委員会だよりの 1 月号及び広報たかまつ 3 月号においても周知を考えております。

説明は以上でございます。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。

説明をしてもらったが、こういった事務についてなぜ手数料を徴収するのか、もう一度説明願いたい。

**山上事務局長** そもそも手数料を検討したきっかけはシステムが変わることにあります。これまでメンテナンス料は契約金額に含まれており別途の経費負担は不要であったが、農業委員会サポートシステムを導入することによってデータのメンテナンス料が相当程度かかることが予想されます。その費用を補うためです。また、1 通を発行するのに 15 分から 20 分かかっており職員の負担にもなっており、サービス利用者と未利用者の負担の公平性が図られていないので、受益者負担の原則にのっとることが理由です。

350 円に設定しているのは、基本的には職員が現地に行く必要がないものとなっております。ただし、例外的に、⑨納税猶予証明、⑩引き続き農業経営を行っている旨の証明については、職員が現地に行く必要はあるが、引き続いて農地として利用するので、高額な設定はしないこととしました。また、⑦非農地証明、⑧工事完了証明については、農業経営者が取得することはあまりないので 1,000 円の設定としました。

**議 長** 業者に聞かれることもあるだろうから委員もよく理解していないといけない。ほかに御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、本件については、了とすることに決定いたします。これにて、令和5年度第7回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後0時10分 閉会